

規則第4条の5第1項第2号ト、リ及びヲの規定による測定結果の得られた年月日及び測定の結果

(1 号 炉)

測定項目	規則第4条の5第1項第2号ト(※1)			規則第4条の5第1項第2号リ(※2)			規則第4条の5第1項第2号ヲ(※3)		
測定年月日	最大 ℃	最少 ℃	平均 ℃	最大 ℃	最少 ℃	平均 ℃	最大 ppm	最少 ppm	平均 ppm
R7/3/1 土									
3/2 日									
3/3 月									
3/4 火	857	844	853	187	180	184	60	11	32
3/5 水	858	841	852	187	183	185	74	9	39
3/6 木	858	830	851	190	181	185	74	15	42
3/7 金									
3/8 土									
3/9 日									
3/10 月									
3/11 火	855	830	846	188	182	185	81	13	42
3/12 水	856	832	847	189	182	185	70	13	40
3/13 木	868	831	850	189	180	185	77	9	41
3/14 金									
3/15 土									
3/16 日									
3/17 月									
3/18 火	861	846	853	189	181	185	64	11	33
3/19 水	859	834	851	188	183	185	60	10	32
3/20 木	860	835	850	189	182	185	64	9	30
3/21 金									
3/22 土									
3/23 日									
3/24 月									
3/25 火	866	840	853	189	181	185	66	15	32
3/26 水	873	841	856	188	182	185	90	10	36
3/27 木	860	828	851	189	182	185	67	20	40
3/28 金									
3/29 土									
3/30 日									
3/31 月									

(※1) 規則第4条の5第1項第2号ト……燃焼室中の燃焼ガスの温度

(※2) 規則第4条の5第1項第2号リ……集じん器に流入する燃焼ガスの温度

(※3) 規則第4条の5第1項第2号ヲ……煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度

※  部分は立ち上げ及び立ち下げ日 部分は休日 部分は保守点検等による操業停止

規則第4条の5第1項第2号ト、リ及びヲの規定による測定結果を得られた年月日及び測定の結果

(2 号 炉)

測定項目	規則第4条の5第1項第2号ト(※1)			規則第4条の5第1項第2号リ(※2)			規則第4条の5第1項第2号ヲ(※3)		
測定年月日	最大 ℃	最少 ℃	平均 ℃	最大 ℃	最少 ℃	平均 ℃	最大 ppm	最少 ppm	平均 ppm
R7/3/1 土									
3/2 日									
3/3 月									
3/4 火	891	851	861	189	184	189	15	10	12
3/5 水	887	854	864	188	182	185	15	11	13
3/6 木	880	853	863	189	181	185	15	10	12
3/7 金									
3/8 土									
3/9 日									
3/10 月									
3/11 火	884	854	859	189	181	185	18	11	13
3/12 水	877	856	863	187	181	185	19	10	13
3/13 木	884	854	862	188	181	185	17	11	12
3/14 金									
3/15 土									
3/16 日									
3/17 月									
3/18 火	881	854	861	187	182	185	13	10	12
3/19 水	877	847	860	191	178	185	14	9	12
3/20 木	870	853	859	188	181	185	13	10	11
3/21 金									
3/22 土									
3/23 日									
3/24 月									
3/25 火	869	854	859	192	181	186	20	11	13
3/26 水	870	856	862	187	182	185	16	11	13
3/27 木	882	831	860	188	180	185	17	11	13
3/28 金									
3/29 土									
3/30 日									
3/31 月									

(※1) 規則第4条の5第1項第2号ト……燃焼室中の燃焼ガスの温度

(※2) 規則第4条の5第1項第2号リ……集じん器に流入する燃焼ガスの温度

(※3) 規則第4条の5第1項第2号ヲ……煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度

※  部分は立ち上げ及び立ち下げ日 部分は操業停止 部分は保守点検等による操業停止